

申告相談 準備はお早めに

2月7日から3月15日まで、市・県民税(国民健康保険税)の申告受付相談を行います。期間の後半は大変混み合います。できるだけ指定日の申告をお願いします。

税の申告はなぜ必要?

市では、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。申告をしないと国民健康保険税の軽減が受けられず、所得証明書の発行もできません。また、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期限内に必ず申告を済ませるようお願いします。

申告が必要な人

平成25年1月1日現在、市内に住所または住居がある人は、全員申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

- 1 税務署に平成24年分の確定申告書を提出した人
- 2 給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
- 3 収入が公的年金のみで、受給額が148万円以下(65歳未満の人は98万円以下)の人
- 4 収入が無く、家族の年末調整や申告で扶養親族になっている人(市外の親族に扶養されている人)

申告に必要なもの

申告には、下の表1に示す書類などが必要です。領収書は、事前に項目ごとにとまとめて集計をしてください。前回は、事前に集計をしてこない場合は、受付順番の変更をお願いする場合があります。

生命保険料控除の改正

現行の生命保険料控除である「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に加えて、24年1月1日以降に締結した生命保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除として、新たに「介護医療保険料控除」(介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等)についての控除が設けられました。また、24年1月1日以後に

締結した生命保険契約についての控除適用限度額は、「一般の生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」それぞれにつき2万8千円、合計適用限度額は現行どおり7万円です(所得税については、それぞれ4万円、合計適用限度額は12万円です)。

詳しくは、市役所税務課市民税係 ☎ 内線 1245(1248)まで。

水曜日は夜間も相談を受け付けます

仕事などの都合で指定日時に会場へ来ることができない人のために、市役所本庁舎の会場に限り、水曜日の夜間も次のとおり申告を受け付けます。
◆実施日 2月13日、20日、27日、3月6日の4日間(3月13日は延長しません。ご注意ください)
◆時間 午後4時半から7時まで
◆会場 市役所本庁3階大会議室のみ(申告相談は、できるだけ指定日時に行ってください)

表2 市・県民税、国民健康保険税申告受付日程
受付時間=午前：午前9時から11時半まで、午後：午後1時から3時半まで

	【西根地区】 会場=市役所本庁舎3階大会議室		【松尾地区】 会場=松尾総合支所3階大会議室		【安代地区】 会場=安代総合支所1階打合せ室(2月15日~21日、3月5日~15日)、田山スポーツ交流館(2月22日~3月4日)							
	午前	午後	午前	午後	午前	午後						
2月7日(木)	駅前一・二区	上町、仲町	指定日に来られない人									
8日(金)	松川	下町三区、雇用促進										
12日(火)	下町一・二区	山後、岡村										
13日(水)		北村										
14日(木)	中関	指定日に来られない人	柏台									
15日(金)	山子沢	大石平										
18日(月)	五百森	渋川、白屋										
19日(火)	両沼	渋川開拓										
20日(水)		寺田	温泉郷、金沢									
21日(木)	上関	指定日に来られない人										
22日(金)	川原目	荒木田、館沢	中松尾									
25日(月)	土沢、若谷地	寺田新田										
26日(火)	帷子	野口	寄木新田									
27日(水)		館腰										
28日(木)	間羽松	指定日に来られない人	南寄木(鹿野)									
3月1日(金)	薬師	町組										
4日(月)	中・下平笠	南平笠	北寄木									
5日(火)	中村	上平笠										
6日(水)		高宮	中沢									
7日(木)	椋沢	笹目										
8日(金)	堀切、山崎	東	上野駄(向村)									
11日(月)	わし森、駅前	共新、大泉										
12日(火)	大久保、小福田	松久保	野駄(田中)									
13日(水)	指定日に来られない人											
14日(木)							指定日に来られない人					
15日(金)												

※表の斜線部分は、会場準備などのため受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。
※期間後半になるにつれ、大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しください。

盛岡税務署からのお知らせ ☎019-622-6141

◎盛岡税務署での申告相談について

盛岡税務署の申告書作成会場が、下記のとおり開設されます。所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。

■開設期間 2月1日(金)から3月15日(金)まで
※ただし、2月24日(日)と3月3日(日)を除く土・日曜日、祝日は開設していません

■開設時間 午前9時から午後4時まで

■開設場所 いわて県民情報交流センター(アイーナ) ※付近に無料の駐車場はありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

◎インターネットでの申告書作成について

・インターネットで確定申告書(所得税・消費税)、青色決算書、収支内訳書の作成ができます。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」をご覧ください。

・国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

・申告期限内にe-Taxで所得税の確定申告をすると、3,000円の税額控除が受けられます。ただし、平成19~23年分の確定申告で、この制度を利用した人は控除を受けられません。

表1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの	・申告者の認め印 ・口座振替納税希望者は、本人の預金通帳などと通帳印 ・申告書(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合)	
所得区分ごとに必要な書類	・給与・年金所得がある人=源泉徴収票を全部(原本) ・事業所得の人=収入・経費が分かる書類 ※1月上旬に各世帯に配布した「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」を参照	
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	・社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険など)の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除	・住宅借入金年末残高証明書 ・源泉徴収票(給与所得がある人) ・2年目以降の人…平成24年分住宅借入金等特別控除申告書 ・初年度の人…住民票の写し、登記簿謄本、工事請負契約書、建築確認通知書(増改築)
	医療費控除	・病院などの領収書 ・高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
	障害者控除	・障害者手帳または障害者控除対象認定証

※申告書、収支内訳書などは、1月下旬から市役所企画総務部税務課、各総合支所地域振興課窓口にて備えています